

規制改革要望に関する照会

事項名	診療報酬算定要件における「文書」の解釈の明確化
省庁名	厚生労働省
<p>診療報酬算定の要件に、「文書」を用いた患者に対する説明や、「文書」での医師等に対する情報提供などが要件となっている例（※）が存在。当該「文書」はいずれも書面のみを意味しているのか、電磁的記録も含むのかが明らかではない。</p> <p>※例えば以下が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外来迅速検体検査加算 ○アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 ○こころの連携指導料（Ⅰ） ○診療情報提供料（Ⅰ） <p>現行制度上、上記の外来迅速検体検査加算を始めとした「文書」の要件には、電磁的記録を含むのか、厚生労働省より御回答願いたい。</p> <p>また、書面等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とする「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）も踏まえ、令和6年度診療報酬改定にあたって、「文書」の要件には電磁的記録を含むことを明確化する必要があると考えるが、厚生労働省の方針を御教示願いたい。</p>	
<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例示された個別の加算についての取扱いは、それぞれ以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来迅速検体検査加算：取扱いについて明確化していない。 ・ アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料：取扱いについて明確化していない。 ・ こころの連携指導料（Ⅰ）：取扱いについて明確化していない。 ・ 診療情報提供料（Ⅰ）：「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）（令和4年3月4日保医発 0304 第1号）」に明記されているとおり、電子的方法によって作成・提供することが既に可能。 ● 本件に関しては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（令和5年11月2日閣議決定）においても記載されているとおり（※）、令和6年度診療報酬改定において必要な検討を行った上で措置を講じることとしている。 <p>（※）「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（令和5年11月2日閣議決定）（抄）</p>	

診療報酬上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目について、デジタル原則に倣い医療現場において電磁的方法の活用が進むよう、2024年度診療報酬改定において、関係ガイドラインを踏まえつつ、2023年度中に必要な検討を行った上で措置を講ずる。

- これについて、令和5年12月8日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、「現時点においても、一部の書面については、電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関等に提供する場合に、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、同ガイドラインに定められた電子署名を施すといった事項を求めていることを踏まえ、どのように考えるか。」と論点提示をさせていただいたところであり、引き続き、次期診療報酬改定に向けて、整理してまいりたい。

（参考）

○診療報酬算定の要件として「文書」での情報提供をすること等が要件になっている項目数：98

※ 「診療報酬の算定方法」（平成20年3月5日号外厚生労働省告示第59号）に記載の診療報酬点数のうち、「文書」が要件にあるコード（通則に記載があるものはそれに代える）を機械的に計上

○上記のうち、電磁的方法による提供が可能な旨が明記されている件数：4

※ それ以外については、先の回答と同様、取り扱いについて明確な記載はないが、この取り扱いについて、令和6年度診療報酬改定に向けて整理を行う。

デジタル完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～（令和5年11月2日閣議決定）（主な箇所抜粋）

中医協 総－2
5. 12. 8

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する 5. 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

（医療・介護分野におけるデジタル技術を活用した効率化）

効率化を実現するには、ICT技術の活用と、それによる生産性向上の結果を診療報酬・介護報酬制度へ反映することが重要である。医療従事者の事務負担等を軽減するため、診療報酬の算定に関するシステムの開発を始めとした診療報酬改定D X等の推進を行う。

報酬改定に当たって、常勤又は専任の医療・介護従事者の配置要件等の見直しについて、医療及び介護の質の担保を前提に、柔軟な働き方を推進する方向で検討し、2023年度中に所要の措置を講ずる。併せて、報酬改定も見据え、ICT機器等の導入を通じた生産性向上が促されるよう検討の上、2023年度中に所要の措置を講ずる。

マイナ保険証の利用促進や環境整備を進めるため、医療機関・保険者への支援や、「オンライン資格確認等システム」等の改修を行う。（後略）

診療報酬改定時の医療機関等によるシステム改修を効率化するため、簡易に報酬計算を行える共通算定モジュールの開発に着手する。中小規模の病院や診療所が取り入れやすい標準型レセプトコンピューターの開発を継続する。（後略）

診療報酬上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目について、デジタル原則（※72）に倣い医療現場において電磁的方法の活用が進むよう、2024年度診療報酬改定において、関係ガイドラインを踏まえつつ、2023年度中に必要な検討を行った上で措置を講ずる。

※72 デジタル臨時行政調査会において、令和5年12月に策定され、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、「デジタル社会の実現に向けての理念・原則」として位置づけられている。

現行で電子的方法での提出が可能となっている書類について

中医協 総 - 2

5. 12. 8

- 既に、一部の様式については、
 - ・ 個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関、保険薬局等に提供する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保し、
 - ・ また、書面における署名又は記名・押印に代わり、同ガイドラインに定められた電子署名を施した上であれば、電子的方法での提出は可能となっている。

○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（令和4年3月4日保医発0304第1号） 別

添 1 の 2

<通則>

医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する書面等は別紙様式のとおりである。

なお、当該様式は、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されている様式であれば、当該別紙様式と同じでなくとも差し支えないものであること。

また、当該別紙様式の作成や保存等に当たっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各保険医療機関において工夫されたこと。

自筆の署名がある場合には印は不要であること。

署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。

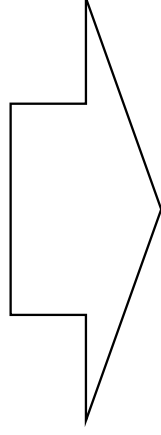
様式 11、12、12 の 2、12 の 3、12 の 4、13、16、17、17 の 2、18 について、**電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関、保険薬局等に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保する**とともに、**書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名**（厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野 PKI 認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 3 項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第 2 項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年 1 月 29 日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）**を施すこと。**

医療DXに係る課題と論点(抜粋)

中医協 総-2 (改)
5. 12. 8

【課題】

- ・ 医療DXの推進に関する工程表[全体像]において、全国医療情報PFの構築については、情報共有基盤の整備、共有等が可能な医療情報の範囲の拡大が掲げられており、電子カルテ情報共有サービスや救急時に患者の医療情報を閲覧できる仕組みの整備が進められているところ。後者については令和6年度中の運用開始を目的に進められている。
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにおける、文書送付サービスの仕組み(登録、保存管理、取得・閲覧)及びメリットについては、タイムリーな送受信による診療の質の向上等が示されている。
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにおける、6情報閲覧サービスの仕組み(登録、保存管理、取得・閲覧)及びメリットについては、患者の医療情報を踏まえたと質の高い診療等が示されている。
- ・ こうした状況の中、今般閣議決定された経済対策においては、「診療報酬上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目について、デジタル原則に倣い医療現場において電磁的方法の活用が進むよう、2024年度診療報酬改定において、関係ガイドラインを踏まえつつ、2023年度中に必要な検討を行った上で措置を講ずる。」とされている。



【論点】

診療報酬における書面要件のデジタル化について

- 医療情報の電子的な共有の仕組みの構築が進む中で、診療報酬上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目について、電磁的な方法による書面の交付も可能とすることについてどのように考えるか。
- その際、現時点においても、一部の書面については、電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関等に提供する場合に、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、同ガイドラインに定められた電子署名を施すといった事項を求めていることを踏まえ、どのように考えるか。